

# 子ども・子育て支援新制度の概要

## 1 新制度の目的について

「子ども・子育て支援新制度」は、「社会保障・税一体改革大綱（H24. 2. 17 閣議決定）」の中で、子どもを産み、育てやすい社会を目指して創設するとされた、子ども・子育て関連3法に基づく新たな制度で、その目的は次の3つです。

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

## 2 子ども・子育て関連3法について

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼んでいます。

- (1) 子ども・子育て支援法
- (2) 認定こども園法の一部を改正する法律
- (3) 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

## 3 新制度の主な内容について

### (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善を行います。

具体的には、4種類ある認定こども園のうち、「幼保連携型認定こども園」の設置のための手続きを簡素化し、施設の整備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとされています。

### (2) 保育の量的拡大・確保

新制度による子ども・子育て対策の充実のために、約0.7兆円の財源が充てられることとなっています。0.7兆円のうち、約0.4兆円が保育等の量の拡充に充てられることとなっており、待機児童が発生している地域での施設整備等を促進することとしています。

また、行政による設置の「認可」のしくみを改善し、保育所などの施設が設置されやすくなり、「小規模保育」、「家庭的保育（「保育ママ」）」などの様々な手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やし、待機児童の解消を図ります。

なお、残りの約0.3兆円で、職員の配置基準に関する改善などを図り、保育の「量」とともに、「質」も確保することとされています。

### (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関する様々なニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ（放課後子どもプラン）」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点」、「妊婦健診」、「乳児家庭全戸訪問」などの事業の拡充を図ります。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなど、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりを目指しています。

## 4 市町村の取り組みについて

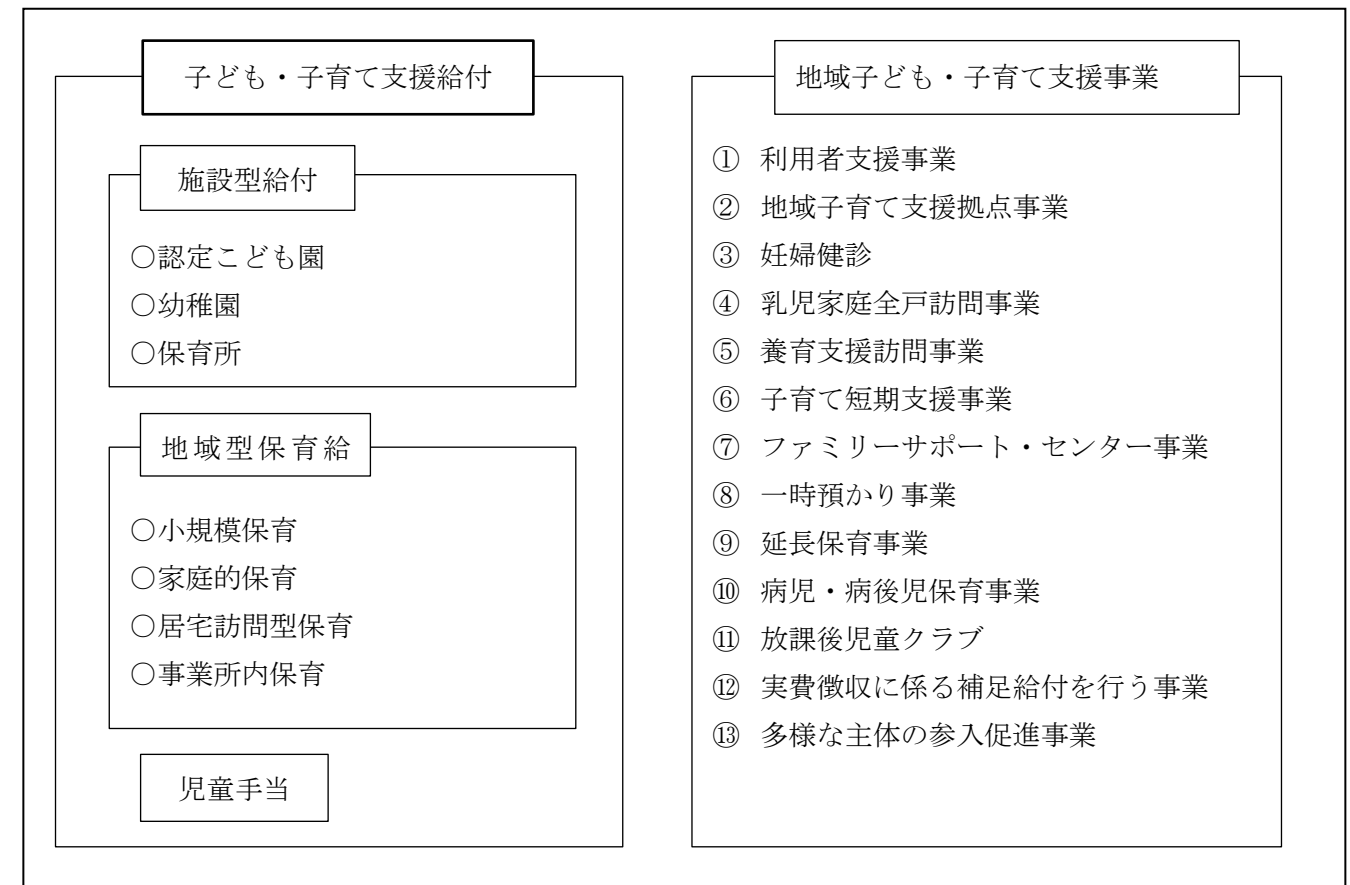
市町村は、国が定める「基本指針」に即して、地域の保育需要等を踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を行います。

防府市においても、子ども・子育て支援に関するニーズを十分に把握するとともに、「防府市子ども・子育て会議」の委員をはじめ、子育て中の方、子育て支援に携わっている方などのご意見をお聴きしながら、事業計画の策定等を進めます。

新制度は、最短で平成27年4月から実施されることが見込まれます。円滑に新制度へ移行し、前述の3つの「目的」が果たされるよう、事業計画の策定をはじめ、各種基準の条例化、基準に基づく認可・確認・保育認定等必要な準備を着実に進めます。

## 5 新制度による子ども・子育て支援サービス

新制度による子ども・子育て支援サービスは、「給付」と「事業」で構成されています。



## 6 子ども・子育て支援事業計画の策定について

○ 国の基本指針で定める提供体制の確保に関する基本的事項や参酌基準を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域の子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ計画の策定を行います。

○ 計画策定に当たり、子育て当事者等の関係者が参画・関与できる仕組みが必要となります。